

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

1. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事業者（法人）

事業者名称	社会福祉法人 呉市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 中本 克州
所在地	広島県呉市中央5丁目12番21号
連絡先	電話（0823）25-3509 FAX（0823）25-7453

2. 利用者への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を担当する事業所

事業所名称	呉市安芸灘地域包括支援センター（高齢者相談室）
介護保険指定事業所番号	3400560082
事業所所在地	広島県呉市蒲刈町田戸2308番地1
連絡先	電話（0823）66-1115 FAX（0823）66-1117
管理者名	徳満 一美
通常の事業実施地域	呉市内 安芸灘地域（下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町、豊町）

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	居宅において要支援状態等にある高齢者に対し、事業所の専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。
運営方針	1. 事業所の専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。 2. 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス等」を適切に確保できるようその調整に努める。 3. 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。 4. 事業所は高齢者の虐待を防止するとともに、利用者または他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録する。

4. 事業所の職員体制

職種	員数
管理者	1名
社会福祉士	1名以上
主任介護支援専門員	1名以上
保健師又は経験のある看護師	1名以上
介護支援専門員等その他の職員	1名以上

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、祝祭日、12月29日～1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分 ただし、気象状況等により訪問等が困難な場合は、この限りでない。 また、営業時間外においても電話等により連絡を受け付ける体制を確保するが、内容により即時の対応ができない場合がある。

6. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容	①介護予防サービス・支援計画表の作成 ②利用者状況の把握 ③介護予防サービス事業者等との連絡調整 ④サービス実施状況の把握、評価 ⑤要介護（支援）認定等の申請に対する協力、援助 ⑥給付管理 ⑦相談業務	
公正・中立のケアマネジメントの確保	介護支援専門員が位置付ける介護予防サービス事業等について複数の事業者の紹介や介護予防・サービス支援計画表に位置付けた介護予防サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能である。	
提供方法	訪問その他	
介護保険等の適用有無	上記①～⑦の内容は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一連業務として介護保険及び総合事業の対象となる。	
1ヶ月あたりの料金等	介護予防支援費（介護保険）	介護予防ケアマネジメント費（総合事業）
	4,420円	ケアマネジメントA（原則的） 4,420円 ケアマネジメントB（簡略化） 2,210円 ケアマネジメントC（初回のみ） 4,420円
初回加算	3,000円	3,000円
委託連携加算	3,000円	3,000円
介護職員等処遇改善加算	総単位数の2.1%	総単位数の2.1%
1ヶ月あたりの利用料	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者負担はありません。	

7. 身分証

身分証の携行	業務を行う際は常に身分証を携行し、利用者又は家族から提示を求められた時には、身分証を提示する。
--------	---

8. その他の費用

交通費	1. 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域外の場合、交通費の実費を請求することがある。 2. 交通費を負担させる場合は、あらかじめ文書により説明し、利用者の同意を得るものとする。 3. 交通費の支払を受けたときは、領収書を発行する。
-----	--

9. 業務委託

委託先	1. 事業者と介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託契約を締結した指定居宅介護支援事業所 2. 介護支援専門員（平成18年度～平成27年度の実務研修修了者）もしくは都道府県が実施する介護予防支援業務に関する研修等を修了した介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所とする。
-----	---

10. 医療機関等との連携

医療機関への報告	医療機関へ入院する場合は、担当する介護支援専門員等の氏名及び連絡先を当該医療機関にお伝えください。
----------	---

11. 秘密の保持と個人情報の保護

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及びその従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後及び事業者の雇用する者が退職した後も継続する。
②個人情報の保護について	事業者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者やその家族の個人情報を用いない。 事業者は、個人情報保護規程に定める利用目的以外に利用者等の個人情報を利用することなく、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止する。

12. 実習生の受入れ

受入れについて	事業所では看護師、社会福祉士等を養成する大学、短期大学、専門学校等の養成機関からの依頼を受け現場実習の受入れをする。
対応について	実習生が期間中に訪問等の際に同行させていただくことがあります。実習生が利用者に対して適切な支援が行えるよう養成機関や事業所従業員により指導を行います。 なお、実習生も従業員と同様に個人情報の取扱いを適正に行うものとする。

1 3. 虐待防止のための措置

虐待防止の措置について	事業所は虐待防止指針を整備し、虐待防止のために必要な措置を講じる。虐待防止のための対策を検討する呉市医師会総合介護センター 高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、その内容について従業者に周知徹底を図る。また虐待防止のために定期的な研修を実施する。
身体拘束の原則禁止	事業所は高齢者虐待防止に努め、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は、緊急やむを得ない場合を除き行わない。
対応について	サービス提供中に当該事業所職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報する。
虐待防止に関する担当者	呉市社会福祉協議会 虐待防止対策委員会 委員

1 4. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止のための措置について	事業所は感染症の予防及びまん延防止指針を整備し、感染予防等のために必要な措置を講ずる。感染予防等の対策を検討する委員会を概ね6月に1回開催し、その内容について従業者に周知徹底を図る。
研修及び訓練について	従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 5. 業務継続計画等の策定等について

業務継続計画の策定について	事業所は業務継続計画を策定し、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施もしくは非常時の態勢において、早期の業務再開を図るよう必要な措置を講ずる。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。
研修及び訓練について	従業者に対し業務継続計画について周知徹底を図り、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

1 6. サービス提供に関する相談、苦情

【事業者窓口】 呉市安芸灘地域包括支援センター（高齢者相談室）	所在地	: 広島県呉市蒲刈町田戸2308番地1
	電話	: (0823) 66-1115
	FAX	: (0823) 66-1117
	受付時間	: 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
	担当者	: 管理者 徳満 一美
呉市介護保険課	所在地	: 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所内
	電話	: (0823) 25-2626
	受付時間	: 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
広島県国民健康保険団体連合会介護保険課	所在地	: 広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館
	電話	: (082) 554-0783
	受付時間	: 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

1 7. 事故発生時の対応

対応	事業者は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族・管理者・市町村等に連絡を行う
----	--

1 8. その他説明を要する内容

- (1) 計画対象期間中に被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、要介護認定の申請を行った場合、（新規申請、区分変更申請、種類変更（サービスの種類指定変更申請）各種の減免に関する決定等に変更が生じた場合、生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合については速やかに事業者（指定介護予防支援事業者）に連絡してください。
- (2) 事業者（指定介護予防支援事業者）への上記の連絡を行わなかった場合は、法定代理受領の取扱いができず利用者が費用を立て替えなければならなくなり、支払いまでに日時を要することになりますのでご注意ください。
- (3) 医療機関に入院する際には、事業者（指定介護予防支援事業者）と医療機関との連携が円滑に行えるように、医療機関に対して事業者の担当職員の氏名、連絡先等の情報を速やかに提供してください。

19. 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	---

上記内容について、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定に基づき、ご依頼者に対する説明を行いました。

事業 者	所在地	呉市蒲刈町田戸2308番地1
	法人名	社会福祉法人 呉市社会福祉協議会
	代表者名	会 長 中本 克州
	事業所名	呉市安芸灘地域包括支援センター（高齢者相談室）
	説明者氏名	

情 報 提 供 同 意 書

介護予防支援契約第10条第2項の規定に基づき「介護予防サービス計画」（以下「介護予防プラン」という。）を含む利用者、利用者の家族の個人情報の提供について、計画どおり介護予防サービスの提供が確保されるようサービス調整を行うため、以下の事項について同意いたします。

- 1 サービス提供事業者介護予防プランを提供すること
- 2 医療系サービスの利用を行う場合、主治医等に対して介護予防プランを提供すること
- 3 サービス担当者会議等サービス調整を行うための会議において、必要な場合のみ介護予防プラン及び利用者、利用者の家族の個人情報を提供すること

令和 年 月 日

呉市安芸灘地域包括支援センター（高齢者相談室） 殿

〈利用者〉

住 所 _____

氏 名 _____

〈利用者の家族〉

住 所 _____

氏 名 _____